

第2次

珠洲市都市計画

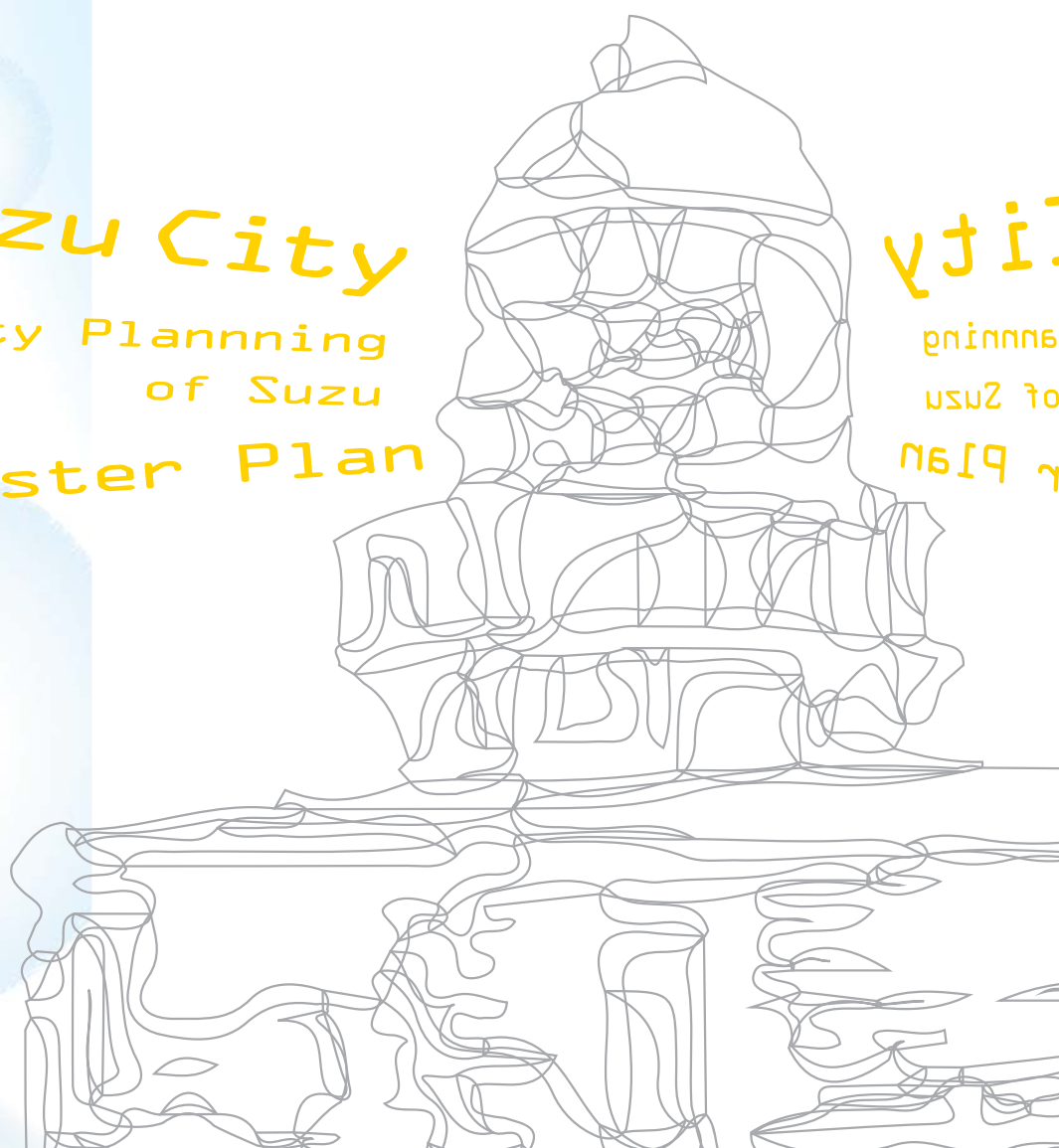
2017 - 2027

マスタープラン

—概要版—

Suzu City
City Planning
of Suzu
Master Plan

珠洲市
都市計画
マスタープラン
概要版





計画策定の背景と目的

都市計画マスタープラン策定の背景

珠洲市は平成4年の都市計画法の改正を受け、平成14年3月に「珠洲都市計画マスタープラン」を策定し、この計画に沿ってまちづくりが進められてきました。

近年は、少子高齢化、人口減少、多発する自然災害など、珠洲市を取り巻く環境は大きく変化しており、珠洲市の都市計画においてもこれらの変化に対応できるよう、更新が必要となっています。

「第2次珠洲市都市計画マスタープラン」は、これまでのまちづくりの方針を踏まえながら、今後10年間における都市整備の基本方針を定めるものです。

計画の位置付け

都市計画マスタープランは、県が定める「都市計画区域マスタープラン」や珠洲市の最上位計画である「珠洲市まちづくり総合指針」に即し、まちの将来の姿や具体的な整備方針を定めるものです。珠洲市の土地利用の規制・誘導や道路・公園をはじめとした都市施設の整備などは、この計画に基づいて決定されることとなります。

計画の概要

目標年次

平成39年度を本計画の目標年次とします。

計画の見直しについて

概ね5年ごとに行われる都市計画基礎調査に基づき、本計画の前提条件となる諸条件（人口フレーム、土地利用等）のチェックを行い、必要に応じて、柔軟に計画を見直すものとします。

なお、広域的な上位計画や総合計画が改定される場合には、その改定にあわせて調整を図りつつ、本計画の改定を検討します。



都市づくりの将来像

都市の将来像

魅力と活力のある 安心して暮らせるまち

都市づくりの3つの視点

視点1 集約 (あつめる)

都市機能の集約により、コンパクトで住みやすい都市の形成を進めるとともに、市外からの観光をはじめとした集客に努めることで、魅力的でにぎわいあるまちづくりを推進します。

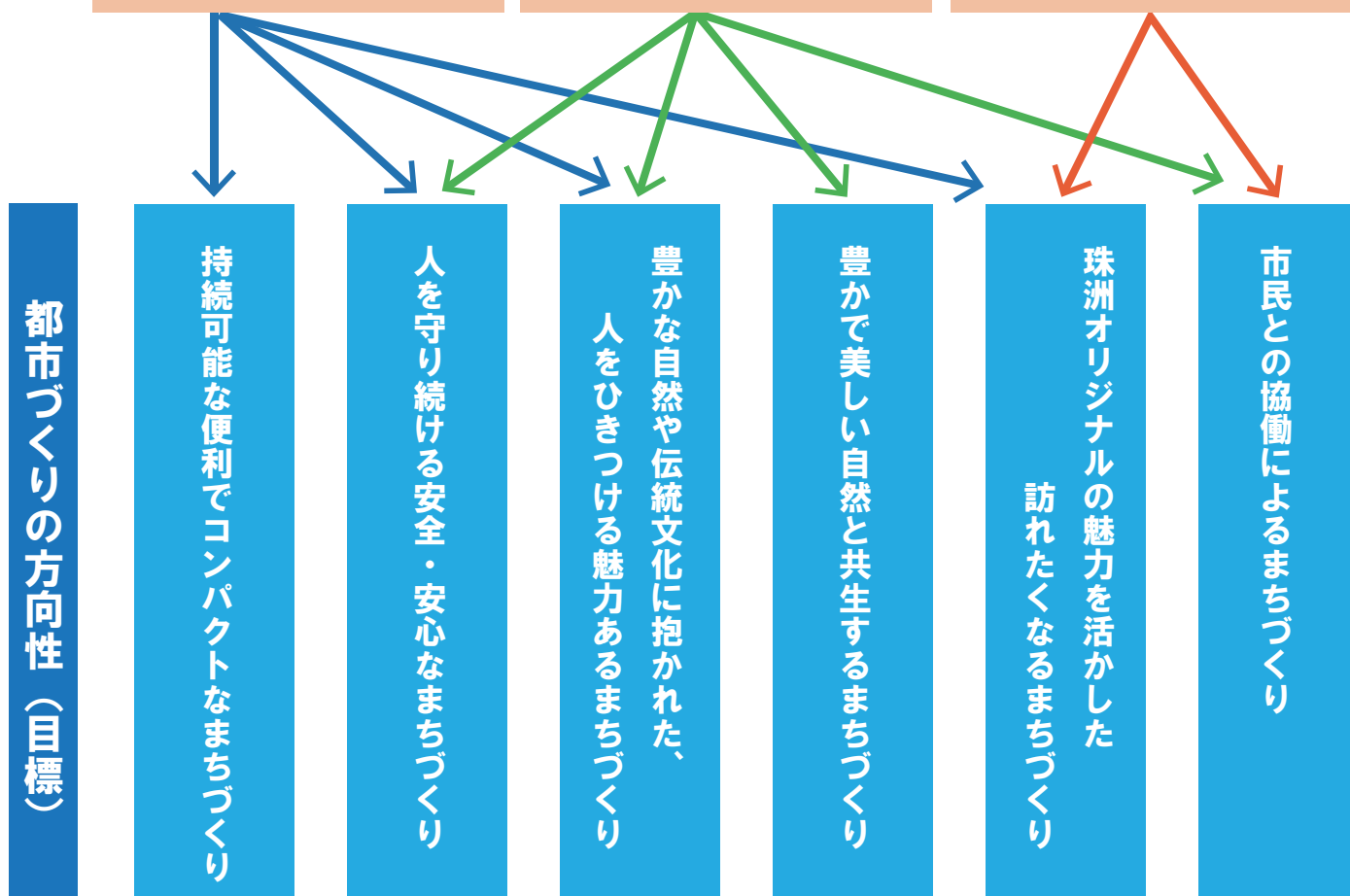
魅力あるまちづくりの形成により、定住人口の確保を図り、本市の人口減少に一定の歯止めをかけます。

視点2 保全 (まもる)

自然環境や景観の保全とともに、都市施設をはじめとした既存ストックの適正管理や災害に強いまちづくりを進めることで、本市が有する資源や市民の財産や生命を守るまちづくりを推進します。

視点3 活用 (いかす)

豊かな自然や地域が育んだ文化などの本市が有する地域資源や、道路・公園・公共施設などの既存ストックを最大限に活用することで、地域の魅力向上や住みやすく暮らしやすいまちづくりを推進します。



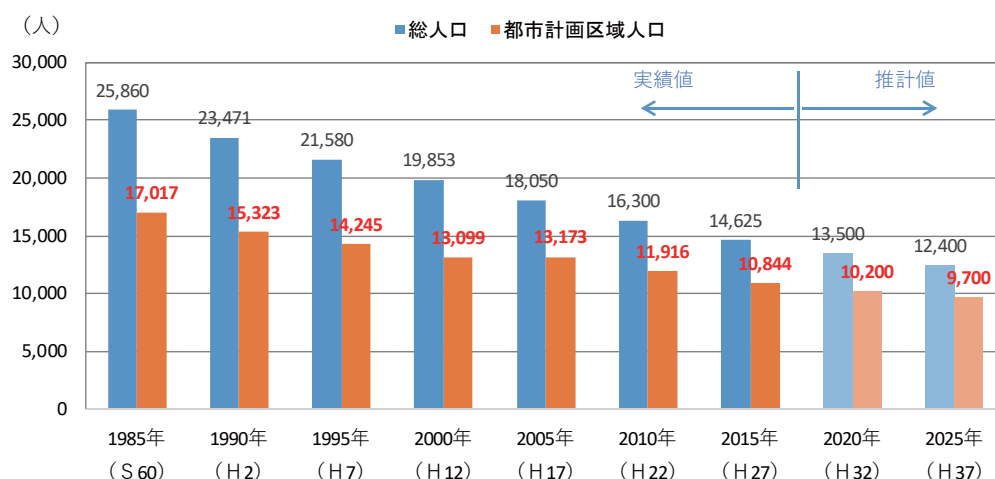
都市づくりの方向性(目標)

都市づくりの目標値

人口フレーム

本市の人口は平成 27 年で 14,625 人、都市計画区域の人口は 10,844 人であり、今後さらに減少することが想定される中、都市計画区域内の人口についても現状維持は困難であり、今後さらに減少していくことが想定されます。

本計画における将来の計画人口は、人口ビジョンで設定した目標人口と整合を図り、その中でも都市計画区域内においては特に、U・I ターン者の増加や若者層の定住促進、出生率の改善等により人口減少に歯止めをかけ、市全体で平成 37 年（2025 年）に市全体で 12,400 人、都市計画区域で約 9,700 人を目指すものとします。



出典：総人口：珠洲市人口ビジョン（平成 28 年 2 月）
都市計画区域人口：総人口に対する都市計画区域人口割合の推移より推計

土地利用フレーム

本市においては、土地利用に関するフレームは設定せず、住宅地・商業地・工業地は、既存の市街地・集落内において充実させていくこととし、原則として新たな住宅地としての大規模な開発は見込まないものとします。ただし、新たな住宅地の必要性や、商工業に関するニーズが高まった場合は、既成市街地の周辺における一体的な開発も検討するものとします。

将来都市構造

都市構造の考え方

① 3つの拠点への都市機能の緩やかな誘導・集約

住宅や商店、生活利便施設がまとまっている3拠点（宝立、飯田、正院・蛸島）を、まちなか拠点と位置づけ、少子高齢社会の進展や低成長時代の到来を踏まえ、既存ストックを活用した「小さな拠点」の形成による、まとまりのあるコンパクトなまちづくりを行います。

都市計画区域内への都市機能の集積とともに、都市計画区域内においては、3つの拠点への緩やかな誘導により、まとまりのあるコンパクトな都市の形成を推進します。

② 3つの拠点を中心とした都市機能の充実

3つの市街地拠点においては、市民への行政・医療福祉サービスの充実や、市民や来訪者のスポーツ・レクリエーション活動に供する機能の充実により、住みやすく、魅力的かつ快適なまちづくりを目指します。

③ 地域間連携の強化と3つの拠点間の連携

本市ととの里山空港・金沢方面を結ぶ珠洲道路や、隣接市町を結ぶ国道 249 号などの広域交通ネットワークの充実とともに、市内の拠点間を結ぶネットワークの強化・充実を図ります。

将来の都市構造



まちなか拠点

住宅や商店、生活利便施設がまとまっている3拠点
(宝立、飯田、正院・蛸島)



交流レクリエーション拠点

観光や交流、レクリエーションの拠点となる3拠点
(鉢ヶ崎総合公園、野々江総合公園、見付公園)



市街地地区

商店や公共施設が集積している地区



居住地区

市街地の周辺において、海沿いの幹線道路に沿って集落が形成されている地区



産業振興地区

幹線道路の沿道において、比較的大規模の大きい工場がまとまって立地している地区



田園集落地区

市街地地区や居住地区の背後に広がる田畑・果樹園と、農地と共存している集落



自然保全地区

貴重な自然環境を有する海岸(国定公園)や丘陵山間地



広域連携軸

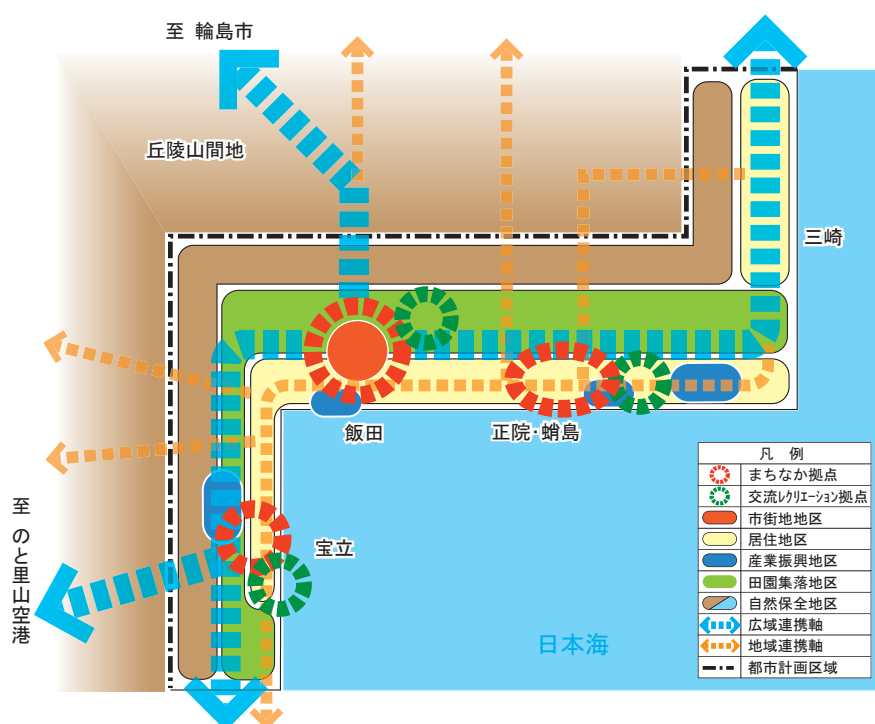
珠洲道路、国道 249 号など、市内の各まちなか拠点を經由し、近隣市町と連携する広域的なネットワークとしての役割を担う道路



地域連携軸

(主) 太谷狼煙飯田線、(主) 折戸飯田線、(一) 高屋出田線など、市内の各地を連携する道路

【将来都市構造図】



都市計画区域の方針

都市計画区域の今後のあり方について

都市計画区域は現状のままとしますが、今後も区域のあり方については検討を進めるものとします。

その他の都市計画制度のあり方について

土地利用に関する制度は現行のままとし、市街化区域や用途地域は、当面は設定しないものとします。ただし、社会情勢の変化により、一定の開発規制の必要性が生じた場合は、地区計画による地区の状況に応じた規制誘導などにより、良好なまちづくりを推進していくものとします。



都市整備の方針

土地利用の方針

都市計画区域内における土地利用の方針

拠点

① まちなか拠点

- ・宝立町、飯田町や正院町・蛸島町における、住宅密集地域の改善などによる居住環境の向上、商店や診療所などの歩ける範囲での連携などの「小さな拠点」による地域づくり
- ・本市の定住促進を支える拠点としての、積極的な居住希望者の募集や商店立地の促進
- ・港との連携強化や空き地・空き家の有効活用などによる、市民と来訪者との交流空間の形成、祭りなどの歴史資源の積極的な活用
- ・公共交通の充実による拠点間の連携向上

② 交流レクリエーション拠点

- ・鉢ヶ崎総合公園、野々江総合公園、見付公園およびその周辺における、交流の拠点としての環境保全や施設整備・施設の有効活用、さらなる魅力づくり
- ・郊外の観光資源との連携強化と長期滞在型観光客の誘客

土地利用区分

① 市街地地区

- ・住居や商店・公共施設等がコンパクトかつ適正に配置された、市街地としての充実
- ・公共公益施設とその周辺における歩道を主としたバリアフリー化の充実、公共交通（まちなかバスすずらん）の適正運行・充実

② 居住地区

- ・既存の住宅地内およびその周辺における新たな工場などの立地抑制、周辺の田園や自然環境と調和のとれた住みやすい居住環境の維持
- ・幹線道路の沿道における交通安全施設の充実
- ・空き家の改修費や家賃の補助、空き家バンク制度の充実などによる、利用者・居住者の確保、安全で良好な居住空間の維持・形成

③ 産業振興地区

- ・企業誘致条例による工場適地への誘導
- ・幹線道路沿道などで工場がまとまって立地している地区における、産業の振興や就労環境の充実

④ 田園集落地区

- ・道路や下水道など身近な生活環境の改善
- ・一団の優良農地の保全、都市と農村の交流の場としての有効活用

⑤ 自然保全地区

- ・丘陵地・山林における無秩序な開発を控えた保全管理、自然とふれあえる環境の充実
- ・土砂災害などの防災対策の推進
- ・海岸部における保安林や砂浜の保全による海岸環境の充実、津波等への防災面の強化、海浜レクリエーションとしての観光面の機能充実

都市計画区域外における土地利用の方針

①集落部

- ・生活環境の充実、田園や自然環境との共生によるうるおいある地域づくり
- ・財源投資や施設維持管理費の節減ならびに高齢化対策などの観点からの、適正な集落のあり方の検討

②自然地および農地

- ・健康づくりや癒しの場としての有効活用
- ・田園地域における契約栽培による安定経営と、ほ場整備や大型機械化による省力化の推進

③郊外の交流拠点

- ・道の駅（すす塩田村・狼煙・すすなり）等をはじめとした郊外の交流拠点における、環境の保全や施設整備、既存施設の有効活用、相互の連携充実

【土地利用方針図】





交通施設整備の方針

幹線道路

広域連携軸

- ・ 珠洲道路や国道 249 号などの道路ネットワークとしての機能維持・充実
- ・ 珠洲道路の市街地を通過する箇所の早期の整備

地域連携軸

- ・ (主) 大谷狼煙飯田線、(主) 折戸飯田線、(一) 高屋出田線などの道路の機能維持・充実
- ・ 線形不良箇所の改良や災害対策などの安全対策の充実

都市計画道路

- ・ 都市計画道路の未整備区間における整備の検討

生活道路

- ・ まちなかを中心とした、歩道整備や交通安全施設、消融雪施設の整備
- ・ 幹線道路における歩道整備、主要な生活道路における歩車共存化
- ・ 4m未満の細街路の拡幅による安全性や防災機能の向上
- ・ バリアフリー化・ユニバーサルデザインによる快適な歩行系ネットワークの整備・充実
- ・ ポケットパークやベンチの整備

自転車用道路

- ・ 郊外のレクリエーション拠点などを結ぶサイクリングロードの充実
- ・ 自転車系ネットワークにおける走行指導帯の明示による自動車空間および歩行者空間との分離

公共交通

市民を対象とした公共交通

- ・ 飯田地区を中心としたバス交通（珠洲特急・のと鉄道転換バス、飯田線・大谷線・木の浦線、まちなかバスすずらん等）の充実
- ・ 生活バス路線の維持、地域の実情に応じたコミュニティバスや乗合タクシー等の充実
- ・ バス利用に関する補助制度の継続・充実
- ・ スクールバスや福祉バスの有効活用も含めた、効率的かつ効果的な公共交通のあり方の検討

広域的な公共交通

- ・ 特急バス等の広域的な公共交通の、ダイヤの適正設定や路線の維持、利便性向上

道の駅

- ・ 3つの道の駅（すず塩田村、狼煙、すずなり）の適切な維持管理と、さらなる魅力向上のための施設整備、施設周辺でのアクティビティメニューの充実
- ・ 珠洲道路をはじめとした広域連携軸の沿道における、休憩所や観光案内施設・特産物の販売所としての施設整備の検討

駐車場・休憩施設

- ・ 椿展望台などの既存の休憩施設の適正な維持管理
- ・ ドライバー等のニーズに応じた、郊外の幹線道路沿道における新たな休憩施設の整備の検討
- ・ 木ノ浦・大谷・寺家・垂水の滝・雲津などの寄り道パーキング周辺の景観保全と施設の保全
- ・ 鉢ヶ崎総合公園や見付公園などの既存施設の駐車場のドライバーへの開放による駐車場のネットワーク化

交通安全施設

- ・通学路や主要な生活道路などにおける横断歩道やカーブミラー・街路灯などの適切な配置
- ・主要な道路や交差点等における、道路照明の設置や交差点改良

案内サイン

- ・周辺の自然環境と調和し、デザインが統一された案内サインの系統的な設置
- ・案内サインの国際化に対応したシンボルマークやローマ字の併記

その他

- ・冬期の降雪時における計画的な除雪
- ・市内における自動運転支援システムの導入に向けた取り組みの推進

公園緑地などの方針

都市計画区域内における公園緑地の方針

比較的規模の大きい公園・レクリエーション施設

- ・弁天近隣公園や野々江総合公園などの都市公園の整備充実と適切な維持管理
- ・りふれっしゅ村鉢ヶ崎や見付海岸一帯などにおける大規模なスポーツ大会・広域的なレクリエーション拠点としての機能充実
- ・ビオトープに配慮した公園づくり
- ・自然とのふれあいや環境教育の場としての自然体験型の施策の展開
- ・総合公園などの比較的大きな施設の、防災拠点としての機能強化

身近な広場・公園

- ・街区公園（正院、城山、柳田、吾妻、さかえ）の適正な維持管理
- ・ポケットパーク・広場等の充実
- ・市民ニーズに応じた新たな公園や緑地の整備
- ・アドプト制度による近隣住民自らの手による管理

水と緑のネットワーク

- ・住宅地や幹線道路沿道におけるプランター等を活用した緑のネットワーク化

珠洲市全域における公園緑地の方針

広域的な公園・レクリエーション施設

- ・禄剛埼灯台周辺（狼煙）や奥能登塩田村などの広域的なレクリエーション拠点の通年型施設としての更なる充実
- ・施設周辺でのアクティビティメニューの充実やフルシーズンイベント化

豊富な自然を活用した交流拠点としての活用

- ・本市全域に広がる豊かな自然環境の、体験型観光などの交流の場としての活用



生活関連施設整備の方針

公共施設全般

- ・公共施設の適正配置や施設の集約による効率化
- ・アセットマネジメントの考え方を取り入れた、公共施設の計画的かつ効率的な管理運営、耐震化
- ・利用されなくなった公共施設のリノベーションによる有効活用
- ・社会実験を通じた、空き家・空き地を利用したまちなか居住の受け皿となる施設や地域交流施設の整備

文化・教育施設

- ・老朽化がみられる公共施設のリノベーションによる利用推進
- ・ラポルトすずの適正な維持管理と積極的な文化活動の展開
- ・キリコや山車などの歴史的資源や能登杜氏の伝統技術の、郷土教育や交流活動への活用
- ・中央図書館の移転整備および他の公共施設機能との併設

医療・福祉施設

- ・介護予防拠点等を活用した健康づくり対策の推進
- ・高齢者が安心して住み続けられる居住環境の充実

供給処理施設

- ・浄水能力の維持および水質確保、災害に強い施設整備
- ・珠洲市公共下水道事業等による下水道整備の推進、合併処理浄化槽等の普及
- ・下水道加入の促進、PR強化による水洗化率の向上
- ・雨水排水設備の整備

港湾・漁港

- ・飯田港、鵜飼漁港、蛸島漁港、小泊漁港における漁港基盤施設や水産加工・流通などの関連施設の充実
- ・魚釣りや海水浴等の体験型の観光レクリエーション機能の充実

その他の都市施設

- ・ICT(情報技術)を活用した公共施設における情報提供
- ・市内各地における公衆無線LAN(Free-Wifi スポット)の整備
- ・新たな可燃ごみ処理施設の整備、現在の一般廃棄物埋立処分場に替わる新処分場の整備
- ・墓苑の公園的要素を兼ね備えた整備の検討

自然環境保全およびまちなか環境形成の方針

自然環境

- ・様々な自然環境の積極的な保全、自然体験型の活動展開や環境教育の推進

まちなか環境

- ・住宅や公共公益施設、道路・交通機関などの身近な生活関連施設のバリアフリー化の推進
- ・動植物の生態系に配慮した道路整備や河川・海岸の施設・設備の整備
- ・水質浄化や生態系に配慮した多自然型の河川整備の推進
- ・透水性舗装の活用による、まちなかにおける洪水の発生抑制
- ・市民・企業・行政の、ごみのリサイクル推進や減量化
- ・省エネルギー化や再生可能エネルギーの活用
- ・市民が主体となった河川・側溝・道路沿道の清掃や美化活動に関する取り組み支援、意識啓発

景観形成の方針

自然景観

- ・ 個性的かつ貴重な自然景観の、「奥能登絶景街道」としての保全、活用
- ・ 木ノ浦・大谷・寺家・垂水の滝・雲津などの幹線道路沿いから眺めることができる良好な景観の、「寄り道パーキング」としてのPR
- ・ 四季の彩りを身近に感じることのできる良好な自然景観への配慮

まちなか景観

- ・ 伝統的な建築様式を活かした落ち着いたきのある建築物の保全・誘導
- ・ 屋外広告物のデザインの工夫
- ・ まちなかや道路沿道等における街路樹の整備、市民による緑化活動
- ・ 景観に悪影響を与える可能性がある空き家や空き店舗の解消
- ・ 歩道舗装の改善、憩いの空間・ポケットパークなどの充実、電線類の地中化
- ・ まちなかや郊外の道路の無秩序な屋外広告物の乱立防止
- ・ 「景観計画」の策定、条例化の検討

防災の方針

災害に強い体制づくり

- ・ 「珠洲市地域防災計画」に基づいた、各防災関係機関と市民の協力による安全で安心なまちづくりの推進
- ・ 市民による自主防災組織の組織化や充実、避難訓練や防災組織づくり、関連する資機材の備えの充実

まちなかにおける災害対策

- ・ 市役所や消防・警察・医療などの防災拠点施設の耐震化、防災設備の整備推進
- ・ 避難場所および避難路等の案内板の整備
- ・ 小中学校や公民館などの指定避難所の耐震化推進、物資の備蓄
- ・ ライフラインや消防水利の耐震性向上、災害時や緊急時の輸送ネットワークの確立
- ・ 道路・公園の樹木・河川沿いの並木などを活用した延焼遮断空間の整備
- ・ 建築物の耐火・耐震化の推進や消火活動に必要な細街路の拡幅

自然災害の防止

- ・ 急傾斜地や地滑り危険箇所等における崩壊防止対策の強化
- ・ 主要河川の改修推進、海岸部の海岸侵食や高潮対策の推進
- ・ まちなかの優先的な津波避難タワーの設置等の検討
- ・ 標高・浸水エリア・避難路の明示などの津波対策の推進
- ・ 除雪・融雪体制の充実、消融雪施設の整備
- ・ 土砂災害などが懸念される集落部における、アクセス道路の充実やヘリコプター離着陸場の確保などの災害時の孤立化を避けるための措置の推進

Suzu City

City Plannning of Suzu
Master Plan
2017 - 2027